

一般飼い主向け

令和4年7月4日
食品生活衛生課作成

マイクロチップ Q & A

目次

第1 マイクロチップについて・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

- Q1 マイクロチップとはどのようなものですか？
- Q2 マイクロチップにはどのような情報が登録されていますか？
- Q3 マイクロチップを装着すると、どんな時に役立ちますか？
- Q4 マイクロチップから、飼い主の個人情報が漏れることはありますか？

第2 マイクロチップの装着について・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

- Q5 マイクロチップはどこで装着できますか？
- Q6 マイクロチップ装着にはどのくらいのお金がかかりますか？
- Q7 マイクロチップの装着は必ずしなければいけませんか？
- Q8 マイクロチップ装着証明書をなくしてしまいました。どうすればよいですか？
- Q9 マイクロチップ装着の際の痛みはどれくらいですか？
- Q10 実際にマイクロチップを装着する様子を見たいです。

第3 マイクロチップの登録について・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

- Q11 飼い主情報の登録はどこで行えますか？
- Q12 登録手数料の額はいくらですか？
- Q13 飼い主情報の登録は必ずしなければいけませんか？
- Q14 登録できるサイトが複数ありますが、どれに登録すればよいですか？
- Q15 携帯を変えて電話番号が変わりました。どうすればよいですか？
- Q16 引っ越しをして住所が変わりました。どうすればよいですか？
- Q17 マイクロチップ登録証明書をなくしてしまいました。どうすればよいですか？
- Q18 飼っている犬や猫が死亡した場合に、何か手続きが必要ですか？
- Q19 令和4年6月1日以前に民間事業者が個別に実施しているマイクロチップ登録制度に登録しています。何か手続きが必要ですか？

第4 迷子等になったときは・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

- Q20 マイクロチップを入れたペットが迷子になりました。どうすればよいですか？
- Q21 迷子の動物を保護しました。マイクロチップが装着されているかどうかどうすればわかりますか？
- Q22 マイクロチップが入っていたら、ペットの所在地はわかりますか？
- Q23 実際にマイクロチップが読み取られる様子を見たいです。

付 録..... 9

- 1 マイクロチップおよび専用注射器（インジェクター）の写真
- 2 マイクロチップリーダーの写真
- 3 広島県食品生活衛生課サイト「マイクロチップの装着・登録をしましょう」
- 4 広島県動物愛護センター作成動画「マイクロチップの装着・登録をお願いします」
- 5 問い合わせ先一覧

第1 マイクロチップについて

Q1 マイクロチップとはどのようなものですか？

A1 マイクロチップは、直径 1~2mm、長さ 1cm 程度の円筒形で、外側に生体適合ガラスを使用した電子標識器具です。世界で唯一の 15 桁の数字が記録されています。

Q2 マイクロチップにはどのような情報が登録されていますか？

A2 マイクロチップには15桁の数字のみが記録されています。この数字を専用のリーダー（読み取り機）で読み取り、登録機関に問い合わせることによって、飼い主情報を調べることができます。

マイクロチップ本体には、飼い主情報が直接記録されているわけではありません。登録が行われていなかったり、登録情報が古いままになっていると、適切に飼い主さんに連絡をとることができません。

Q3 マイクロチップを装着すると、どんな時に役立ちますか？

A3 犬や猫が迷子になった時や、地震や水害などの災害、盗難や事故などによって、飼い主と離ればなれになった時に役立ちます。皮下に埋め込まれたマイクロチップの番号をリーダーで読み取り、その番号をデータベースと照合することで、飼い主の元へ戻すことができます。

一度埋め込むと、首輪や名札のように外れ落ちる心配が少なく、半永久的に読み取りが可能ですので名札等と合わせて装着することをお勧めします。

Q4 マイクロチップから、飼い主の個人情報が漏れることはありますか？

A4 個人情報が漏れることはありません。

マイクロチップの情報を読み取るためには、動物病院または、警察、動物愛護センター等に配備されている専用のリーダー（読み取り機）が必要です。

もし、番号を知ることができても、登録機関に飼い主情報を問い合わせる必要があり、各登録機関において個人情報は適切に管理されています。

第2 マイクロチップの装着について

Q5 マイクロチップはどこで装着できますか？

A5 マイクロチップの装着は獣医療行為になるため、動物病院で獣医師に装着してもらう必要があります。かかりつけ動物病院にお問い合わせください。

Q6 マイクロチップ装着にはどのくらいのお金がかかりますか？

A6 動物の種類や動物病院によって異なりますが、装着のみの費用は5千円程度が一般的です。別途、登録機関へ登録する手数料が必要になります。(Q12参照)

Q7 マイクロチップの装着は必ずしなければいけませんか？

A7 令和4年6月1日に施行された動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、ペットショップやブリーダーなどの犬猫販売業者は、販売する犬や猫へのマイクロチップ装着が義務付けられました。現に飼われている犬や猫及び今後譲渡される犬や猫への装着も努力義務化されましたので、飼い主の方もできるだけ装着を行いましょう。

Q8 マイクロチップ装着証明書をなくしてしまいました。どうすればよいですか？

A8 マイクロチップを装着した獣医師にマイクロチップ装着証明書の再発行を依頼してください。

マイクロチップを装着した獣医師が分からない場合には、他の獣医師にマイクロチップ装着の確認を依頼し、マイクロチップが装着されていることや読取りをしたマイクロチップの識別番号が記載された書面（診断書等）の交付を受けてください。

Q9 マイクロチップ装着の際の痛みはどれくらいですか？

A9 マイクロチップ装着時の痛みは、注射と同程度とされています。

挿入自体は短時間で終わります。

不妊去勢手術などで眠っている間に装着することもできますので、かかりつけ獣医師にご相談ください。

Q10 実際にマイクロチップを装着する様子を見たいです。

A10 動物愛護センターで、子犬にマイクロチップを装着する様子を以下の動画で確認でき

ます。(1分24秒～1分37秒)

動画：マイクロチップの装着・登録をお願いします

<https://www.youtube.com/watch?v=ZYOLG26nvZY>



第3 マイクロチップの登録について

Q11 飼い主情報の登録はどこで行えますか？

A11 動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、登録を行う場合は、環境省指定登録機関である日本獣医師会が運用する国のデータベースに登録を行う必要があります。国のデータベースへの登録は、次のQRコード読取先のホームページ「犬と猫のマイクロチップ情報登録」から行えます。

他にも民間事業者が行う登録データベース（AIPO, FAM等）がありますが、これらに登録しただけでは、法律上の義務が満たせません。法律で義務とされているペットショップ等は国のデータベースにも登録を行う必要があります。

動物の愛護及び管理に関する法律に基づく犬と猫のマイクロチップ情報登録

<https://reg.mc.env.go.jp/>



※登録には獣医師が発行した装着証明書が必要となります。

民間事業者が行う登録機関の場合、ご登録されている登録機関にお問い合わせください。

Q12 登録手数料の額はいくらですか？

A12 登録または所有者情報の変更を行うときに、オンライン申請の場合は300円、紙で申請の場合は1000円の手数料が必要です。

Q13 飼い主情報の登録は必ずしなければいけませんか？

A13 令和4年6月1日以降、マイクロチップの装着された犬や猫を購入（譲受）した場合や、新たにマイクロチップを装着した場合は、30日以内に登録を行う義務があります。

令和4年6月1日以降にペットショップ等で購入した犬や猫には、マイクロチップが入っていますので、忘れずに変更登録を行ってください。

Q14 登録できるサイトが複数ありますが、どれに登録すればよいですか？

A14 Q11参照

Q15 携帯電話を変えて電話番号が変わりました。どうすればよいですか？

A15 氏名、住所や電話番号の変更など、登録内容を変更する場合には登録機関に届出をする必要があります。オンライン又は紙による届出ができ、手数料はかかりません。
※登録証明書が必要となります。

Q16 引っ越しをして住所が変わりました。どうすればよいですか？

A16 Q15参照

Q17 マイクロチップ登録証明書をなくしてしまいました。どうすればよいですか？

A17 再発行の申請を行ってください。その際の手数料は、オンライン申請では200円、紙申請では700円になります。

Q18 飼っている犬や猫が死亡した場合に、何か手続きが必要ですか？

A18 飼っている犬や猫が死亡した場合には登録機関に届出をする必要があります。オンライン又は紙による届出ができ、手数料はかかりません。
※登録証明書が必要となります。

Q19 令和4年6月1日以前に民間事業者が個別に実施しているマイクロチップ登録制度に登録しています。何か手続きが必要ですか？

A19 民間登録団体に登録している情報を、環境省のデータベースにも登録していただくようお願いします。
移行登録を御希望の場合には日本獣医師会にお問合せください。
(TEL : 03-3475-1695 E-mail : info@mc.env.go.jp)

第3 迷子等になったときは

Q20 マイクロチップを入れたペットが迷子になりました。どうすればよいですか？

A20 警察に遺失届を出し、迷子になったことを市役所の動物愛護担当課及び動物愛護センターに届け出てください。その際、マイクロチップの番号もお伝えください。
(届出をすることでより早く飼い主さんへ返還できる可能性が高くなります。)

Q21 迷子の動物を保護しました。マイクロチップが装着されているかどうかわかりますか？

A21 専用のリーダー（読み取り機）で読み取りを行う必要があります。動物愛護センターまたは警察等にお問い合わせください。

Q22 マイクロチップが入っていたら、ペットの現在地はわかりますか？

A22 マイクロチップは自ら電波を発信し続けるものではないため、GPSのように居場所がわかるものではありません。

Q23 実際にマイクロチップが読み取られる様子を見たいです。

A23 動物愛護センターで、実際に読み取りを行う様子を以下の動画で確認できます。(0分16秒～0分35秒)

動画：マイクロチップの装着・登録をお願いします

<https://www.youtube.com/watch?v=ZYOLG26nvZY>



付録

1 マイクロチップおよび専用注射器（インジェクター）の写真



2 マイクロチップリーダーの写真



3 広島県食品生活衛生課サイト「マイクロチップの装着・登録をしましょう」

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/58/hiroshima-mc.html>



4 広島県動物愛護センター作成動画「マイクロチップの装着・登録をお願いします」

<https://www.youtube.com/watch?v=ZYOLG26nvZY>



5 問い合わせ先一覧

【動物愛護センター】

- ・広島県動物愛護センター（広島市・呉市・福山市を除く広島県内市町）

住所：広島県三原市本郷町南方 8915-2

Tel：0848-86-6511

Fax：0848-86-3720

- ・広島市動物愛護センター

住所：広島県広島市中区富士見町 11 番 27 号

Tel：082-243-6058

Fax：082-243-6276

呉市動物愛護センター

住所：広島県呉市郷原町 2380 番地 319

Tel：0823-70-3711

Fax：0823-70-3712

- ・福山市動物愛護センター

住所：広島県福山市駅家町下山守 546 番地 14

Tel：084-970-1201

Fax：084-970-1202

【環境省指定登録機関日本獣医師会】

住所：東京都港区南青山 1-1-1 新青山ビル西館 23 階

Tel：03-6384-5320